

## 会議録

会議の名称	第43回西東京市建築審査会
開催日時	令和4年10月20日（木曜日）午後2時から2時55分まで
開催場所	保谷東分庁舎 地下1階会議室1
出席者	【委員】室木会長、井上委員、上木委員、杉崎委員、鈴木委員 【特定行政庁】古厩部長、榊原課長、広瀬係長、蜂須主査、芹澤主任 【事務局】佐藤課長補佐、山本係長、水谷主任
議題	議題1 第42回会議録（案）について 議題2 議案第67号 建築基準法第43条第2項第2号による許可に関し西東京市建築審査会の同意を求めることについて 議題3 その他
会議資料の名称	資料1 第42回会議録（案） 資料2 議案第67号
傍聴人	なし
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○委員 第43回西東京市建築審査会を開会する。 まず、議題1の第42回会議録（案）について、説明を求める。</p> <p>○事務局 （第42回会議録（案）の説明）</p> <p>○委員 第42回会議録（案）について、意見、質問等があれば発言をお願いします。 （意見なし）</p> <p>○委員 それでは、議事終了後に第42回会議録への署名を井上委員をお願いします。 次に、議題2の同意案件に入る。議案第67号について、前回の審査会において再整理等を行うこととしていた点について、特定行政庁に説明を求める。</p> <p>○特定行政庁 市の基準では、道が行き止まりでその延長が35mを超える場合には、「車両の転回に支障のない空地」を設けることとしている。しかし、既成市街地内で新規開発と同様な基準を適用して転回広場を確保することは、至難である場合が多い。そのようなとき、現状の道及びそれに接する空地等で、車両の転回に資する有効な空間が確保され、現実的に車両の転回に支障をきたしていないときには、交通上支障がないと判断することもやむを得ない。そこで、道の延長が35mを超える本件を確認すると、35mを超える道の部分に接する敷地に駐車場が設けられており、その敷地利用者の使用する車両による日常の通行が発生している。このことから、現状の道においては、既に転回に資する機能が備わっていると考えられるので、交通上支障がないと判断した。 ただし、基準を満たしていないのは事実であることから、将来的に幅員6mの道への整備可能性を留保し、計画敷地内に1mの空地を設ける計画としている。このことを今回の配置図で明確化した。 以上のとおり、交通上支障がないことについて再整理を行った。</p> <p>○委員 道の延長が35mを超える場合に設ける転回に支障のない空地は、設ける位置について規定があるのか。</p> <p>○特定行政庁 道の終端及び35m以内の区間ごとに、転回に支障のない空地を設けるとしている。</p>	

○委員

奥の4敷地の方の所有する自動車が転回していることについては、確認できているのか。

○特定行政庁

道の途中にある約6m四方のクランク部分を使用して転回できることを確認している。

○委員

道の南端に駐車されているような軽自動車（長さ約3.4m）が転回するためには、長さの1.5倍である幅員約5.1mで、3から4回の切り返しが必要と言われており、このクランク部分は6mであるので、日常生活における交通上は支障がないと思われる。

○委員

再整理した事項については確認できたので、議案第67号について説明を求める。

○特定行政庁

（議案第67号の説明）

○委員

議案第67号について、意見、質問等があれば発言をお願いします。

○委員

1977番1の一部が道の範囲に含まれないのはなぜか。

○特定行政庁

将来的に道の先端部分の敷地と道の関係を整理することで、道に接することも可能となるため、当該部分は道の範囲に含まれていない。

○委員

土地の所有者と申請者が異なるが、使用について承諾を得ているのか。

○特定行政庁

書面で得ている。

○委員

承諾書に記載されているのは使用ではなく、確認申請をすることとなっているので、今後記載内容に注意すること。

○委員

ほかに意見、質問等はないか。ないようであれば、議案第67号についての質疑を終了する。  
続いて評議を行う。

評議内容は非公開

議案第67号・・・同意する。

○委員

次に、議題3 その他 次回の開催日程について、事務局からの説明を求める。

○事務局

令和4年11月の西東京市建築審査会は、案件がないため開催しない。次回開催については、事務局から改めて連絡する。

○委員

本日予定していた議題は終了した。ほかによろしいか。

これをもって、第43回西東京市建築審査会を終了する。